

大阪広域環境施設組合広告掲載要綱

制定 平成 28 年 12 月 15 日

改正 令和 元 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）の保有資産及び、管理者が管理するその他の資産（以下「組合資産」という。）を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 組合資産への広告掲載は、民間企業等との協働により組合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する組合資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 組合の広報印刷物

イ 組合のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産で第 5 条に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観又は風致を害するもの

(9) 当該広告事業の内容を、組合が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの

(11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(12) 組合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(15) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると事務局長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

第5条 事務局長は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(審査機関)

第6条 掲載する広告の可否を審査するため、大阪広域環境施設組合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は総務部長を、委員は施設部長、総務課長、経理課長、施設管理課長、建設企画課長をもって充てる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する工場長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(調整)

第9条 事務局長は、広告掲載について必要な調整を行う。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。